

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は医療法人社団武蔵野会が開設する TMG 宗岡中央病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、計画的な医療管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団 武蔵野会 TMG 宗岡中央病院
- 2 所在地 埼玉県志木市上宗岡 5 丁目 14 番 50 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務は次のとおりとする。

理学療法士 1名以上 (常勤職員)

作業療法士 1名以上 (常勤職員)

言語聴覚士 1名以上 (常勤職員)

訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成し、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。国民の休日及び12月30日午後から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、主治の医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に沿って行う。

(指定訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法廷代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、徴収する。なお、通常の事業実施地域を超えた場合、1回の訪問につき一律300円徴収とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、志木市全域、朝霞市一部、富士見市一部とする。

(苦情処理)

第9条 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族に同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、理学療法士等その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、理学療法士等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修・訓練を定期的に（年 1 回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 自然災害や感染症被害に対しての意識を高め、専門的知識と技術に基づき、リハビリを提供できるよう BCP（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じます。感染症については、感染症を発生させない、まん延させないことを目的として措置を講じます。

- 2 平常時から政策策定に関与し、災害リスクの低減に努め、災害時は災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行ないます。
- 3 従業者に対し、BCP（業務継続計画）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 4 定期的に BCP（業務事業計画）の見直しを行ない、必要に応じて内容の変更を行ないます。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 年 1 回

(2) 継続研修 年 1 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は医療法人社団武蔵野会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日 改定